

監査結果報告

佐世保市監査委員監査基準に従い、監査を実施したので報告する。

1 監査の種類 財務監査（定期監査）

2 監査の対象 企画部
政策経営課、地域政策課、地域交通課、文化振興課、国際政策課
I R推進室

3 監査の期間 令和3年12月15日（水）～令和4年2月14日（月）

4 監査の着眼点

- (1) 収入事務は適正か。
- (2) 支出事務は適正か。
- (3) 契約事務は適正か。
- (4) 財産管理事務は適正か。

5 監査の実施内容

令和3年度に執行された財務に関する事務が、法令等に基づき、適正に行われているか関係書類を抽出して調査を行い、また、担当職員の説明を聴取するなどの方法により実施した。

6 監査の結果

上記、記載のとおり監査した限りにおいて、収入事務、契約事務、財産管理事務につき、別記のとおり改善を要する事項が見受けられた。

なお、軽易な事項については記述を省略した。

【指摘事項】

1. 収入事務

- ① 領収書綴において、佐世保市財務規則第 77 条第 1 項で「出納員は、領収書綴受払簿を備え領収書綴の受払いを整理しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、領収書綴受払簿に受払の管理を行っていないものがあった。

(政策経営課)

- ② 佐世保まちなか滞在拠点（短期滞在・ワーケーション拠点用）使用において

ア 使用できる者として、佐世保市まちなか滞在拠点施設（短期滞在・ワーケーション拠点用）設置要綱（以下「設置要綱」という）第 3 条第 2 号ハで「県外に居住している者で…市長が認める者」と規定されているにもかかわらず、県内市外居住者に使用を許可していた。

(地域政策課)

イ 使用料において、地方自治法施行令第 154 条第 3 項で「…納入の通知は、…納期限…を記載した納入通知書でこれをしなければならない。」と規定されているにもかかわらず、納期限を記載することなく納入の通知を行っていた。

(地域政策課)

ウ 使用料の納付について、設置要綱第 7 条第 3 号で「県外に居住し、…退去日に佐世保市に納付するものとする。」と規定されているにもかかわらず、退去日を過ぎて納付させていた。

(地域政策課)

領収書綴受払簿により領収書綴の受払い管理を行っていなかったことは、他の部局でも指摘している事項である。

規則等の内容を再確認し、部内での周知徹底を図られ、適正な事務処理を行われたい。

2. 契約事務

- ① 令和 3 年度長崎県青少年劇場公演委託契約において、佐世保市財務規則第 178 条（同規則第 165 条の規定を準用）後段ただし書きの要件に該当しないにもかかわらず、同条で規定されている予定価格を記載した書面の作成を省略しているものがあった。

(文化振興課)

契約事務の執行については、規則等を再確認し、適正な事務処理を行われたい。

3. 財産管理事務

- ① 備品において、佐世保市物品会計規則第 24 条第 1 項で「出納員は、所管に属する備品について、毎会計年度末日現在における現在高を、備品台帳と照合し点検確認…しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、平成 30 年度に処分した備品について会計年度末に備品台帳と照合することなく、適正な管理を行っていないものがあつた。

(地域政策課)

備品は市民の財産であることを再認識し、管理者が責任を持って管理を徹底されたい。